

令和6年5月20日

野木町農業委員会第11回総会 会議録

野木町農業委員会

## 野木町農業委員会第11回総会 会議録

1. 開催日時 令和6年5月20日（月）午後3時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
  - 会長 9番 黒 須 市 郎
  - 会長職務代理者 8番 柿 沼 誠
  - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 酒 井 吉 一
  - 3番 渡 邊 初 枝 4番 小 林 剛
  - 5番 加 藤 知 子 6番 須 見 和 男
  - 7番 古 澤 清一郎
4. 事務局職員 大日方事務局長・水井係長・高木主事
5. 付議案件
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 非農地証明願について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画の策定について
  
  - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
  - 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理報告について
  - 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について
6. その他

## 「議 事」

事務局 開会を宣言（午後 3 時）

議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。

議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。

（異議なしの声あり）

異議なしの声を受け、議席番号 5 番 加藤 知子 委員、6 番 須見 和男委員を指名した。書記には、高木主事を指名した。

議事に入る旨を告げる。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第 1 号 受付番号 3 について説明。

受付番号 3

南赤塚 1 筆 2, 366 m<sup>2</sup> 登記簿 畑・現況 田

譲渡人 A 氏

譲受人 B 氏

権利の移転 所有権移転

事由の概要 農業経営規模拡大のため

議 長 南赤塚地区担当調査委員の報告を求めた。

2 番委員 受付番号 3 について、5 月 15 日（水）5 番委員、地元担当 1 番委員とともに譲受人 B 氏立会いのもと現地調査を行った。譲受人 B 氏は丸林地域の専業農家で米麦、ナスを栽培している。今回の申請地は以前より遊休農地で葎が繁茂していた場所です。その場所の葎を細かく刈り、耕し、代かきをして、今年、作付けをする予定であることを確認した。譲受人 B 氏は長く農業経営を行っている方なので、何ら問題はないと思われる。以上、調査内容を報告します。よろしくご審議お願いします

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

1 番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われる。調査時の申請地は代かきをした後で、葎の根がたくさん見うけられた。申請地は約 10 年位葎が生えていた場所のため、作付けするには大変な場所ですが、譲受人 B 氏が購入することにより遊休農地の解消につながった。以上、ご審

議お願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第1号 受付番号3について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に同じく議案第1号 受付番号10について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号 受付番号10について説明。  
受付番号10  
南赤塚 1筆 776㎡ 登記簿 畑・現況 田  
譲渡人 C氏  
譲受人 D氏  
権利の移転 所有権移転  
事由の概要 農業経営規模拡大のため

議 長 南赤塚地区担当調査委員の報告を求めた。

5番委員 受付番号10について、5月15日(水)1番委員、地元担当2番委員、とともに譲受人D氏57歳立会いのもと現地調査を行った。現在、申請地は北側に隣接している農地と1筆になっており、譲受人D氏が水稻を作付している。境界の杭は1本確認できたが、他はポンプ小屋とクロがあり、正式な杭は確認できなかったが、目印として、鉄の棒があった。譲受人D氏が10年間借りていた場所で、今年の4月で賃借権の設定が切れたことと、土地改良事業が開始されることもあるため、取得することのこと。また、譲受人D氏は規模拡大のための十分な設備を整えており、許可にあたっては何ら問題はないと思われます。以上、調査内容を報告します。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 申請地北側に隣接している農地の所有者を5番委員に確認。

5番委員 譲受人D氏が所有者です。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

2番委員 譲受人D氏は、トマト栽培中心の専業農家です。また、機械についても地元矢畑利用組合に参加しており、何ら問題はないと思われます。よろし

くご審議お願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第1号 受付番号10について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に同じく議案第1号 受付番号11について事務局の説明を求めた。  
なお、4番委員は譲受人の関係者のため、退室を告げた。  
(4番委員退室)

事務局 議案第1号 受付番号11について説明。

受付番号11

野 木 2筆 計1,413㎡ 登記簿・現況 畑

譲渡人 E氏

譲受人 F氏

権利の移転 所有権移転

事由の概要 農業経営規模拡大のため

議 長 野木地区担当調査委員の報告を求めた。

1番委員 受付番号11について、5月13日(月)午前9時より、3番委員、地元推進委員とともに譲受人F氏の息子さん立会いのもと現地調査を行った。譲渡人E氏64歳は埼玉県春日部市在住です。譲受人F氏83歳は野木町在住で、農業経営は主に譲受人F氏の息子さんが行っていますが、今回、譲受人F氏が農地を取得するため、資料 農地利用計画書の農地等の利用状況の面積は譲受人F氏所有の面積になることの説明を受けました。

申請地はこれまでも、譲受人F氏が管理しており、この度、売買により所有権移転となるとのことです。現在、申請地は耕してある状態です。申請地北側に宅地があり、そこに譲渡人E氏の弟さんが住んでいる住宅があります。また、申請地周辺の農地は譲受人F氏所有の農地です。何ら問題はないと思われます。以上、調査内容を報告します。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第1号 受付番号11について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。

審議が終了したので4番委員の入室を告げた。

(4番委員入室)

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第2号 受付番号6について説明。

受付番号6

野木 12筆 計15,155㎡ 登記簿及び現況 畑

譲渡人 G氏 外12名

譲受人 H氏

権利の設定 賃借権

事由の概要 ひまわりフェスティバルイベント会場・駐車場等

議長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

3番委員 受付番号6について、5月13日(月)午前10時より、1番委員、地元担当4番委員、地元推進委員とともに現地を調査し、雨が降っていた為、野木町役場産業振興課にて担当職員から詳しく説明を受けながら調査を行った。第33回野木町ひまわりフェスティバルイベント会場及び駐車場敷地として、約3か月間の一時転用のための申請です。資料、ひまわりフェスティバル会場案内図を見ますと、申請地のうち714㎡が関係者駐車場敷地、856㎡が仮設トイレ、1,401㎡がこども広場会場、997㎡がイベントステージ会場、1,366㎡がイベント客席会場、886㎡が役員駐車場、878㎡が56台分の駐車場、2,630㎡がヘリポート、その他4筆計5,427㎡は110台分の来場者用駐車場です。その他、資料事業計画書等は、お目通しください。ひまわりフェスティバルイベント期間は7月20日(土)から21日(日)の2日間実施されます。長年、実施している町事業であり、一時的な利用するものであり、支障を及ぼす恐れのないものです。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。

8番委員 バイクの駐車場は別に設けていないのか。

事務局 バイク駐車場は野木第二中学校と有料駐車場に乗用車と同じ扱いで設置している。料金は300円です。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

4 番委員 本申請は、毎年実施している、ひまわりフェスティバル事業であるので、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第 2 号 受付番号 6 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、同じく議案第 2 号 受付番号 9 について事務局の説明を求めた

事 務 局 議案第 2 号 受付番号 9 について説明。

受付番号 9

佐川野 1 筆 3 2 3 m<sup>2</sup> 登記簿及び現況 畑

譲渡人 I 氏 外 1 名

譲受人 J 氏

権利の設定 使用貸借権

事由の概要 住宅敷地

議 長 佐川野地区担当調査員の報告を求めた。

7 番委員 受付番号 9 について、5 月 1 1 日 (土) 午前 1 0 時より、8 番委員、地元担当 5 番委員、地元推進委員とともに代理人と譲渡人 I 氏立会いのもと現地調査を行った。佐川野中自治会在住譲渡人 I 氏 8 1 歳他 1 名の所有の土地に、I 氏の孫であります、譲受人 J 氏 3 1 歳が使用貸借権を設定し、住宅敷地とするための申請です。申請地は県道境間々田線を南から北に向かって、岩崎医院の前を右折し、少し進んだ右側に譲渡人 I 氏の住宅があります。なお、参考資料として公図と新築する住宅の平面図、事業計画書がありますのでご参照ください。調査内容を報告いたします。以上、調査の結果、許可相当であることを確認いたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。

議 長 申請地は第 1 種農地との説明でしたが、病院や小学校が近くにあるので、第 3 種農地に該当しないかの確認を事務局に求めた。

事務局 3種農地の要件として、申請より500㎡以内に病院及び教育施設が2カ所以上設置されていて、なおかつ、上下水道が整備されている場合が、第3種農地の条件です。申請地の周辺には病院及び教育施設はありますが、上下水道の整備で、水道は整備されているが、下水道として農業集落排水が整備されておりますが、下水道整備に該当にならない為、第1種農地の判定になります。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

5番委員 調査員の報告のとおり何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第2号 受付番号9について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第3号 非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第3号 受付番号7について説明

佐川野 1筆 511㎡ 登記簿 畑・現況 宅地

願出人 K氏

事由の概要 昭和36年に肥料舎を建築して以降現在に至るまで引き続き宅地として利用している。また、近隣住民から昭和45年前より住宅として利用されている旨の証明も添付している。

会長 佐川野地区担当調査員の報告を求めた。

6番委員 5月11日(土)7番委員、地元担当8番委員、地元推進委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。受付番号7について調査内容を報告した。願出人は佐川野下の1自治会在住のK氏58歳です。申請地は資料の現況土地利用図を見ると、昭和36年に建築された肥料舎があり、現在まで宅地として使用されており、近々、解体を検討していることを代理人より説明があった。敷地周りの境界杭もすべて確認が取れた。また、宅地の進入路として利用していることも確認できた。申請にあたり、何ら問題ないことを確認した。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご

審議お願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。

7 番委員 1 点追加説明をいたします。資料に 7 枚のカラーの現況写真がある。その中の写真 1 は県道から東に入りすぐ左折すると植垣があり、また、写真 2 は左折後の植垣先の現況写真です。この写真 2 で植垣の先の周辺が平らにきれいになっているが、昨年、非農地願の相談があり、事務局職員とともに事前調査を行った。その時は実がならない大きい木が繁茂しており農地としての判断が難しかったため、木の伐採の指導を行った。その結果、木を伐採し見通しが良くなった。まだ、2 本くらい木が残っているが、この木は果樹です。資料現況土地利用図上にある県道に添っている畑と表記してある部分は畑として残し、その南側の進入路として使用している部分と東側の肥料舎が建っている部分を農地から外さないと、今後、肥料舎を壊し別な建物を建てることができない。よって、この違法状況を解消しない限り何もできない為、今回の申請に至った。以上、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

8 番委員 調査員の報告のとおり何ら問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第 3 号 受付番号 7 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
続いて同じく、議案第 3 号 受付番号 8 について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第 3 号 受付番号 8 について説明  
野 木 1 筆 1 3 2 m<sup>2</sup> 登記簿 畑・現況 宅地  
願出人 L 氏  
事由の概要 昭和 5 9 年 1 1 月から現在に至るまで住宅の敷地として利用している。また、近隣住民から昭和 5 9 年より願出地が住宅として利用されている旨の証明も添付している。

会 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

3番委員 5月13日(月)午前9時30分より1番委員、地元担当4番委員、地元推進委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。願出人は野木1の1自治会在住のL氏76歳です。昭和59年11月から現在に至るまで住宅の敷地として利用してきた。申請地には願出人L氏の弟が住んでいたが、死亡したため現在は空き家になっている。弟の妻と子供は東京に住んでいる。資料現在写真でもわかるように、植木や柿の木が植わっていた。住宅をリフォームし売却を予定しているが、庭の部分が畑になっており、人の出入りができないため、非農地証明願の申請に至った。以前より住宅の敷地として使われていたことを確認できた。申請にあたり何ら問題ないことを確認した。以上、調査内容を報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

4番委員 調査員の報告のとおり何ら問題はないと思われま。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第3号 受付番号8について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第4号について説明

整理番号6-55

新規友沼 4筆 計6,017㎡ 現況 田

設定をする者 M氏

設定を受ける者 N氏

利用権の種類 賃借権

期間 令和6年6月1日から令和16年5月31日

借賃 10aあたり13,000円

借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号6-56

新規野木 3筆 計4,647㎡ 現況 田

設定をする者	持分1/3O氏、持分1/3P氏、持分1/3Q氏
設定を受ける者	公益財団法人R
利用権の種類	所有権
借 賃	対価 930,000円
対価支払期限	令和6年6月28日

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)  
 質疑がないため、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
 全員賛成と認め承認することを告げた。  
 次に、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について、事務局の証明を求めた。

事 務 局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について説明。

受付番号9

南赤塚	2 筆	計4,102 m <sup>2</sup>	登記簿	畑・現況	田
中 谷	2 筆	計3,636 m <sup>2</sup>	登記簿	畑・現況	田
権利を取得した者	S 氏				
取得日	令和5年11月22日				
取得した権利	相続による所有権				

受付番号10

野 渡	4 筆	計3,126 m <sup>2</sup>	登記簿及び現況	畑	
野 木	3 筆	計7,467 m <sup>2</sup>	登記簿	畑	
			現 況	畑及び雑種地	
権利を取得した者	T 氏				
取得日	令和4年3月25日				
取得した権利	相続による所有権				

受付番号14

南赤塚	9 筆	計22,281 m <sup>2</sup>	登記簿	田・畑及び山林	
			現 況	田及び畑	
権利を取得した者	U 氏				
取得日	平成4年12月20日				
取得した権利	相続により所有権				

受付番号15

南赤塚 1 筆 549 m<sup>2</sup> 登記簿及び現況 畑  
権利を取得した者 V 氏  
取得日 平成4年12月20日  
取得した権利 相続により所有権

受付番号24

川 田 6 筆 計11,014 m<sup>2</sup> 登記簿 田及び畑  
現況 田及び畑  
権利を取得した者 W 氏  
取得日 平成6年4月15日  
取得した権利 相続により所有権

受付番号25

丸 林 3 筆 計2,466 m<sup>2</sup> 登記簿及び現況 田  
権利を取得した者 X 氏  
取得日 平成4年8月1日  
取得した権利 相続により所有権

受付番号29

野 木 2 筆 計1,413 m<sup>2</sup> 登記簿及び現況 畑  
権利を取得した者 Y 氏  
取得日 平成5年2月22日  
取得した権利 相続により所有権

議 長

この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。  
次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告  
について事務局の説明を求めた。

事 務 局

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告につい  
て説明。

受付番号20

南赤塚 3 筆 計12,389 m<sup>2</sup> 登記簿 畑及び田  
現況 田  
賃貸人 Z 氏  
賃借人 a 氏

解約理由 貸貸人の都合による  
合意解約日 令和6年4月22日

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。  
次に、報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について説明。

受付番号4

届出者 S 氏  
変更前の経営責任者 b 氏  
変更後の経営責任者 S 氏  
変更の理由 死亡のため

受付番号5

届出者 U 氏  
変更前の経営責任者 c 氏  
変更後の経営責任者 U 氏  
変更の理由 死亡のため

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。  
議案第1号から第4号、報告第1号から第3号すべての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事 務 局 ① 地域計画作成に伴う各地域懇談会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の協力依頼について  
② 令和6年度標準農作業料金について

議 長 他にあるか諮った。（別になしの声あり）  
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午後4時20分)

この会議録は、高木主事が作成したもので、その内容が正確であることを認め、ここに署名捺印する。

令和6年5月21日

農業委員会長 黒 須 市 郎

5 番委員 加 藤 知 子

6 番委員 須 見 和 男